

# 総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事に係る委託業務】

## 改正概要

- 「継続教育（CPD）の取り組み」について、
  - ①「保有資格」で評価する資格に関する団体にかかわらず、各団体の継続教育の取得により評価。
  - ②証明書について、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3か月前から、入札書の提出日まで）にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価。
- 障害者雇用への取り組みについて、法定雇用率の改正予定（厚生労働省公表値）を踏まえ、手引き本文の説明内容を一部修正。

### ○適用時期

令和6年6月1日以降の公告分から適用